

# 子ども・子育て支援新制度について

## 子ども・子育て支援新制度の目的《3つのポイント》

### 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善（これまで複雑だった幼保連携型認定こども園の設置手続を簡素化）
- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付体制を創設

### 2 保育の量的拡大・確保

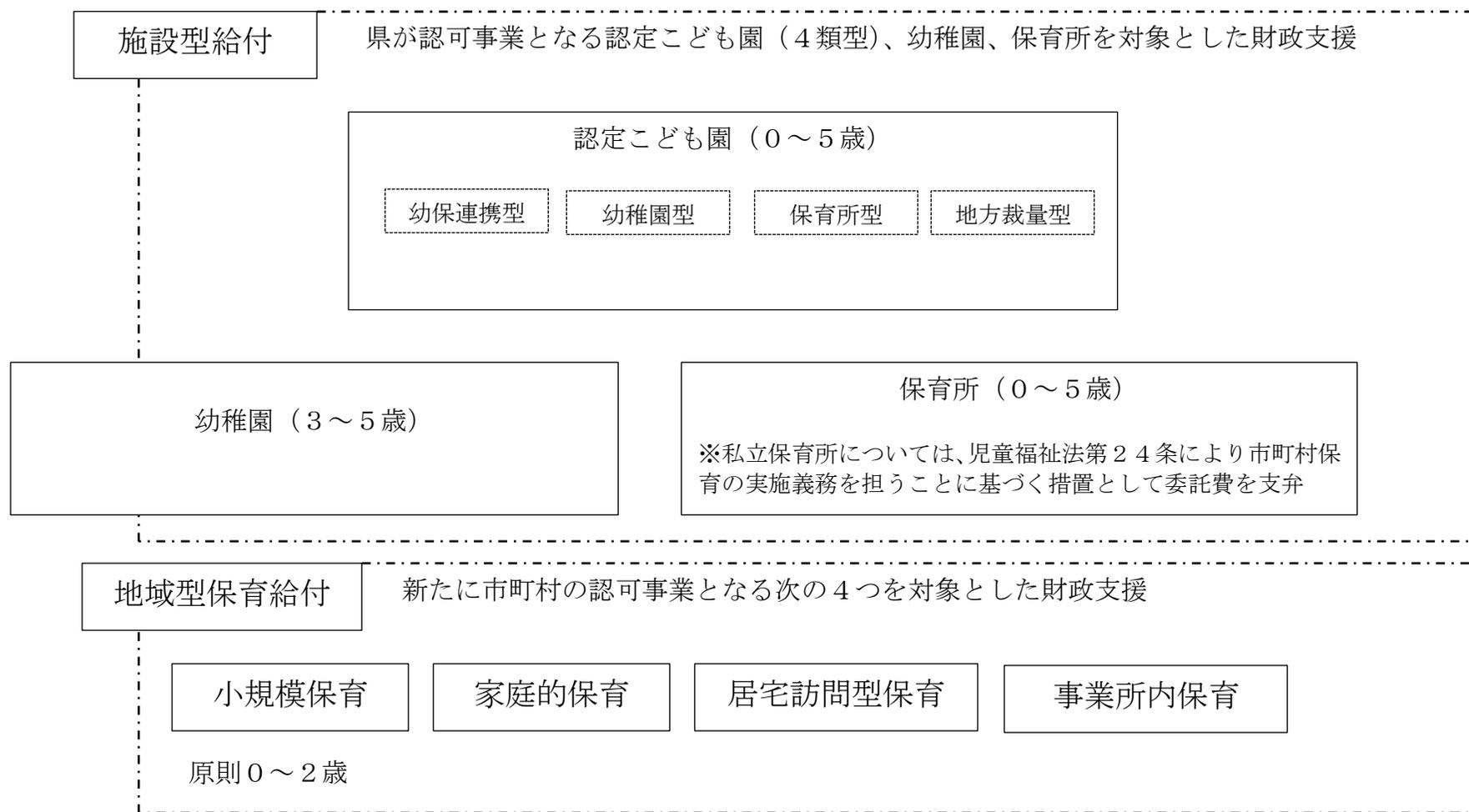
- 保育の量や種類を拡充・・・保育所認可制度の見直し、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育等）を給付体系に組み入れるなど。
- 保育の質の確保のため職員の処遇や配置などを改善

### 3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域におけるさまざまな子育て支援ニーズへの対応・・・「地域子育て支援拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」「延長保育」「妊婦健診」などの事業の促進・拡充

## 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



## 施設型給付等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられて、これに従って施設型給付等が行われる。

認定区分	認定内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する子	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で保育所等を希望する子	保育所・認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で保育所等を希望する子	保育所・認定こども園（保育所部分） 小規模保育等